

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、お客様のデジタルトランスフォーメーションを実現する総合ITサービスを提供する企業グループとして、中堅中小企業を中心にこれまで多くのお客様のIT活用を支援してまいりました。これらの経験と実績をベースに、当社グループ各社は純粋持株会社体制の下、それぞれの事業会社が得意とする事業分野においてスピード感のある事業展開を行い、お客様に最適なソリューション(課題解決策の提案)やサービスの提供を積極的に行っております。

当社は、2016年6月16日開催の定時株主総会における定款変更決議により監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行により、取締役会においては執行機能と監督機能の分離を明確化しコーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図る体制となりましたが、引き続きより良いコーポレートガバナンス体制の構築に向け、継続的な取り組みを推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コード(2018年6月1日改訂)の各原則の全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

1. 基本方針及び検証

グループの事業拡大のためには、取引関係の維持・強化、業務提携等、企業との協力関係が必要となります。そのうえでグループの企業価値の維持・向上に資することを前提に、中長期的な観点から保有に伴う便益やリスク等を総合的に検討し、経済合理性と保有意義が認められない株式については保有しない方針です。保有する株式については、中長期的な企業価値向上の観点から、資本コストや取引関係の維持・強化等も勘案し、取締役会で毎年見直しを行い、保有を継続するかどうかを判断いたします。

見直しの結果、経済合理性と保有意義が低下した株式を以下の通り売却いたしました。

2018年度:1銘柄

2019年度:1銘柄

2020年度:1銘柄

2. 議決権の行使

株主価値の毀損を防止し、その向上を図る視点から、これに資するように、議決権を適切に行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、取締役の利益相反取引に該当する場合は、会社法の規定により取締役会の承認を得ることとしています。利益相反にあたるものについては、取引の目的、選定プロセス、独立当事者間取引価格であるかの検証を経理財務部門責任者が行い、取締役会で承認を得ることとしています。関連当事者との取引の有無ならびに取引の内容については、経理財務部門責任者が全員に調査書の記入・提出を求めたうえ、取締役会に結果を報告し、レビューすることとしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出年金制度を採用しています。なお、社員に向けては定期的な加入者教育及び情報提供を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

新たな中期経営計画を策定するとともに、今後企業として目指していく方向を明確にするため、新たなグループビジョン「創り出そう、躍動する社会を。挑戦しよう、技術とともに。」を策定いたしました。グループビジョンは当社ホームページに記載しています。

(グループビジョン) <https://www.jbcchd.co.jp/corporate/vision/index.html>

新たな中期経営計画「HARMONIZE 2023」では、当社グループの強みである「超高速開発」「クラウド」「セキュリティ」「クラウドデータ連携」といった当社が得意とする技術を生かし、圧倒的なスピードでお客様のDXの実現に寄与してまいります。今後はこれらの高付加価値ビジネスを主体とする事業構造への変革を加速するとともに、ストックビジネスの拡大を推進し、安定した収益基盤の確立を図ることで、当社グループの持続的成長と企業価値の最大化を実現してまいります。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページに公表しています。

<https://www.jbcchd.co.jp/ir/management/governance/index.html>

3. 役員報酬の決定方針

当報告書の【取締役報酬関係】をご参照ください。

4. 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名の方針と手続

経営陣幹部、取締役の選任については、株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、役割・責務を全うできる人材を候補者として選定する方針としています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、ホールディングス専任で業務執行にあたる者及び各事業分野に精通した主要な事業会社の代表取締役社長をはじめとする幹部、ならびに社外取締役による構成が適正であると考えています。また、監査等委員である取締役の選任については、財務会計、企業経営、法務等に関する幅広い知見や経験を有し、役割・責務を果たすことのできる人材を選定する方針としています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任の手続きについては、役員人事報酬委員会で原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において選任を決議し株主総会に付議しています。また、その解任については、企業業績等の評価を踏まえ取締役がその機能を発揮していないと認められる場合、独立社外取締役が過半数を占める役員人事報酬委員会において解任の審議を経たうえで取締役会に提案し、取締役会において解任を決議し株主総会に付議いたします。

なお、監査等委員である取締役は、監査等委員会の同意を得て取締役会において選任を決議し株主総会に付議しています。

5. 経営陣幹部の選解任と取締役の選解任

取締役の略歴及び選任理由につきましては、株主総会参考資料に掲載しています。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名について

<https://www.jbcchd.co.jp/ir/files/syosyu2106.pdf>

・監査等委員である取締役3名について

<https://www.jbcchd.co.jp/ir/files/syosyu2006.pdf>

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会では取締役会規程により、法定決議事項の決議、グループ経営方針及び基本事項の決定、重要な業務執行に関わる事項の決定等を行っています。取締役会の専権事項以外の業務執行の決定については、代表取締役社長に委任しています。代表取締役社長は自らの業務執行の決定にあたっては、経営会議に諮り、経営会議は、定められた審議事項に基づき、グループの事業戦略に関する事項、グループの経営管理に関する事項等を審議のうえ、答申しています。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、意思決定の迅速化のため、法令・定款の定めに従い取締役会の決議により重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任できることとしています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役については、経営方針、経営戦略の適切な意思決定や一般株主の利益相反、経営上のリスク等、経営の監督を行ううえで、より専門的な知識や企業経営に関する経験を持った候補者を指名いたします。そのうえで独立社外取締役には、東京証券取引所が定める独立性基準の資格を満たした者を指名いたします。

【補充原則4 - 11 取締役全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役について、社内取締役としては純粋持株会社体制のもとに会社経営や事業分野等への豊富な経験、高い専門性を有し、企業の発展に貢献しうる人材を、また社外取締役としては経営、会計、法律、IT業界等の分野で幅広い知見や経験を有し、取締役会へ積極的に意見表明を行う等監督的役割を担う人材を、バランスよく配置することを目指しています。

現在、取締役8名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選任し、うち2名は女性です。

【補充原則4 - 11 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社では、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名のうち1名は他社の代表取締役社長を、もう1名については他社の社外取締役をそれぞれ兼任しています。また、監査等委員である社外取締役2名のうち1名は政府系金融機関の社外取締役、一般社団法人の監事及び国立大学法人の理事を、もう1名については他社の社外監査役をそれぞれ兼任しています。各取締役の兼任状況は、職務遂行に支障のない合理的な範囲であることを確認しておりますとともに、兼任先等の情報については、株主総会の招集通知や有価証券報告書に記載しています。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

全ての取締役に対して、毎年、無記名方式による意見収集等を実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

<2020年度の取り組み>

昨年度に引き続き、全ての取締役に対し無記名方式による意見収集を実施いたしました。回答内容について、外部コンサルタントによる分析結果を得たうえで、取締役会の実効性に関する評価を行いその結果の概要を開示いたしました。

結果の概要については、株主総会事業報告に掲載しています。

<https://www.jbcchd.co.jp/ir/files/syosyu2106.pdf>

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は取締役が職務を遂行するうえで必要な知識の習得について、トレーニングの機会の提供及びその費用の支援を行います。

新任の取締役については、就任時にその役割・責務の基礎的な知識習得を行います。また社外取締役については、就任時に当社の事業の理解のための説明会等を行います。

また、就任以降も取締役として職務遂行求められる会社法等の法令やコーポレートガバナンス、グループ経営に関する事項等その役割・責務の理解促進のために、研修機会の提供、必要な費用の支援を行います。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話を促進するために以下の取組を行います。】

1 当社では、IRを担当する執行役員を選任しています。株主との対話はIR担当役員の統括の下、経営管理部門が、広報、財務、法務等の他部門と協力の上、対応いたします。

2 投資家との面談、半期ごとの機関投資家向けの決算説明会および株主アンケートの実施により、株主様からのご意見やご要望をうかがう機会を設け、対話の充実に努めております。

3 IR担当役員は、対話で得られた意見を経営陣及び取締役会に適切にフィードバックし、取締役会としての情報共有や企業活動に役立てていきます。

4 投資家との面談においては、インサイダー情報の流出がないようIR担当役員の責任のもと、担当者による情報の管理を徹底するとともに、決算期においては、決算情報の取り扱いに十分注意しております。またグループ内では、「グループインサイダー取引防止規程」を定め、インサイダー取引についての社内教育を行う等未然防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JBグループ社員持株会	1,294,803	8.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,218,300	7.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,160,400	7.21
富国生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	614,700	3.82
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	555,676	3.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	204,900	1.27
谷口君代	200,000	1.24
明治電機工業株式会社	200,000	1.24
安田倉庫株式会社	200,000	1.24
日本電通株式会社	182,100	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 2020年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2020年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

・保有者:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社
・保有株式数:629,700株
・保有割合:3.54%

2. 2021年1月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

・保有者:三井住友DSアセットマネジメント株式会社
・保有株式数:1,366,200株
・保有割合:7.69%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
井戸 潔	他の会社の出身者												
鷺谷 万里	他の会社の出身者												
今村 昭文	弁護士												
渡辺 善子	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井戸 潔			井戸潔氏はかんぼシステムソリューションズ㈱の代表取締役社長です。同社と当社連結子会社の㈱アイ・ラーニングとの間で取引があり、取引額は2020年度当社連結売上高に対して0.1%未満であることに加え、2021年3月31日付で㈱アイ・ラーニングの株式譲渡を実施し、既に連結対象外となっていることから、当社は同氏の独立性に問題ないものと判断しております。	IT関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会において当グループの経営や業務執行に対し適切な助言と監督をしていただいております。今後もその経験、見識・能力に基づく適切な助言と監督により、取締役会の実効性を一層高めていくことに貢献いただくことを期待し、引き続き選任しております。また、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じる恐れはありませんので、独立役員に指定しております。

鷺谷 万里		鷺谷万里氏は、日本アイ・ピー・エム㈱の業務執行者でしたが、2014年7月に同社を退職し、6年以上経過しており独立性に影響を与えるものではないと判断しております。同社と当グループの間に取引があり、取引額は2020年度当社連結売上高に対して2.4%未満であります。同氏は現在、みずほリース㈱、国際紙パルプ商事㈱、㈱MonotaROの社外取締役であり業務執行をしておりませんが、みずほリース㈱と当グループとの間で取引があり、取引額は2020年度当社連結売上高に対して0.5%未満であります。これらの経歴および現在においての兼任先での役割も業務執行を行わないものであること等から、当社は同氏の社外取締役としての独立性に問題ないものと判断しております。	複数のIT関連企業の経営幹部として、営業、ソリューション、マーケティングの職務に携わった豊富な経験と知見を有しており、ダイバーシティ推進や働き方改革についても幅広い見識をお持ちです。これらの新しい視点を当グループの経営に反映することにより、当グループの持続的成長と企業価値向上に貢献していただくことを期待し、新たに選任いたしました。また、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じる恐れはありませんので、独立役員に指定しております。
今村 昭文		今村昭文氏は、取引先、役員の相互就任、寄付先、いずれにも該当しない法律事務所事務所の弁護士であります。	弁護士として企業法務に関する専門性と経験を有していることから、企業経営を監督する十分な見識をもっており、社外取締役監査等委員としてこれまで職務を果たしてきております。ガバナンスのさらなる充実に向けて、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じる恐れはありませんので、独立役員に指定しております。
渡辺 善子		渡辺善子氏は、過去において、日本アイ・ピー・エム㈱の業務執行者(理事職)でしたが、同職を離れて15年以上経過しております。その後、同氏は同社の常勤監査役を経て同社を2012年9月30日付で退社しており、同社監査役退任後8年以上が経過しています。同氏は㈱日本政策金融公庫の社外取締役、(社)PMI日本支部監事、国立大学法人東京海洋大学理事を兼務しており、㈱日本政策金融公庫と当社連結子会社のJBCC㈱との間に取引がありますが、その取引額は2020年度当社連結売上高に対して2.6%未満であります。これらの経歴および現在においての兼任先での役割も業務執行を行わないものであること等から、当社は同氏の社外取締役としての独立性に問題ないものと判断しております。	IT企業での業務経験と監査役として培った豊富な知見を活かして、取締役の職務執行監督、内部統制システムのさらなる充実に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じる恐れはありませんので、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は、常勤の監査等委員である取締役とグループ各社の監査役で構成されたグループ監査役会を設置しています。このグループ監査役会では、定期的に所属企業の状況に関する報告を実施する他、内部監査部門とも連携し、監査の実効性の向上を図るよう努めています。なお、監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置することとしています。また、その使用人の独立性を確保するため、任命、異動等人事権に関わる事項の決定には、事前に常勤の監査等委員である取締役の同意を得るものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は年間監査計画に基づき監査を実施しており、主な検討事項としては、取締役会のほか、常勤の監査等委員である取締役が経営会議、グループ経営会議への出席を行い、職務執行状況の監査を行っております。また、重要書類の閲覧、事業会社への往査、内部監査部門、

会計監査人との連携、協議・報告を行いそれぞれの視点からの監査状況の把握を実施するとともに、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの運用状況の監査を行っております。

常勤監査等委員の主な活動状況については、事業会社への往査、業務執行取締役・執行役員等から事業や業務の遂行状況等についての意見聴取、内部監査部門からの監査実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門からの情報収集を行い、常勤監査等委員から監査等委員会に報告しております。会社の現況に対する監査等委員全員の共通認識を図り、監査等委員会監査の充実を図っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、監査等委員である取締役2名(今村昭文、渡辺善子)は全ての監査等委員会に出席しております。なお、監査等委員である取締役1名(谷口卓)は2020年6月就任後に開催された10回の監査等委員会の全てに出席しております。

また、監査等委員会の事務局を内部監査部門が兼務しており、監査等委員会と内部監査部門とは適時に相互の監査計画及び監査実施状況に関する報告及び意見交換を行っております。

なお、会計監査人から監査等委員会に対して、年1度監査計画の説明と意見交換が行われており、また四半期毎に監査結果の報告とそれに対する質疑の機会が設けられております。

当社における内部監査は、代表取締役社長の直属の組織として3名が担当しております。財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性評価の主導的役割を担い、その評価に基づき改善・合理化への助言・提案等を通じて会社財産の保全ならびに経営効率の向上を図っております。また、会計監査人から指摘された「内部統制及び会計処理上の勧告事項」のフォローアップ、監査等委員会監査の支援そして経営トップからの特命事項等を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める役員人事報酬委員会を設置しています。役員人事報酬委員会は、代表取締役社長を議長とし、社外取締役及び監査等委員である社外取締役の3名で構成され、取締役及び執行役員の選任・解任、報酬等の審議・答申をしています。2020年度は3回開催し、委員全員が出席いたしました。主な検討事項として、報酬案、定時株主総会の役員候補者、株式報酬案の策定等を審議いたしました。

<委員の構成>

東上 征司(議長:代表取締役社長)

鷺谷 万里(社外取締役)

渡辺 善子(監査等委員である社外取締役)

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役4名全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

詳細は後述の【取締役報酬関係】をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する役員報酬については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に支払った報酬総額と監査等委員である取締役に支払った報酬総額を記載いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別報酬等の決定方針を決議しております。決議に際しては、あらかじめ役員人事報酬委員会に諮問し、その答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本方針

当社の取締役の役員報酬は、純粋持株会社のもとに、優秀な人材を確保し、グループ全体の業績への貢献、企業価値の向上につながるよう役位、職責に応じて決定するものいたします。取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬の他、業績連動報酬及び株式報酬により構成し社外取締役については、その役割と独立性の観点から基本報酬のみを支払うことといたします。

b. 基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、金額水準については、業績連動報酬を含めた金銭報酬全体について産業規模別、同業他社等の水準を考慮した上で、役位、職責に応じて設定いたします。

c. 業績連動報酬

業績連動報酬は、個人の評価、会社の評価及び業績に基づき決定された額を現金報酬として、毎年一定の時期に支給します。個人の評価のための業績指標とその値は、中期経営計画を踏まえた年度計画策定時に設定いたします。業績指標については、環境の変化に応じて役員人事報酬委員会における審議を踏まえ、適宜見直しを行うものいたします。

業績連動報酬にかかる指標は、連結の業績目標として売上高、営業利益、1株当たり当期純利益を役位、職責に応じ適用し、加えて担当会社の業績目標として売上高、営業利益、及び個人の業績目標として重点施策等の達成度を指標としております。この指標を選定した理由は、連結及び担当会社の業績目標については、会社が目標とする成長性・収益性を反映させる経営指標であること、個人の業績目標については、数値目標とは異なる視点で、会社の戦略としての重要施策の達成度等を評価するためです。

d. 非金銭報酬

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬といたします。譲渡制限付株式は年度の初めに設定された報酬総額のうち、役位別に定められた割合に基づいて役員人事報酬委員会での審議を踏まえて決定し、毎年一定の時期に譲渡制限期間を3年に設定して交付いたします。

e. 報酬の割合

取締役の種類別の報酬割合については、報酬総額の内、上位の役位ほど業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合が高まる構成とし、基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の各々の割合を役位別に設定いたします。設定された役位別の報酬割合を基に、役員人事報酬委員会での審議を踏まえて取締役の個人別の割合を決定することといたします。

なお、報酬の割合については、役員人事報酬委員会での審議を踏まえ、適宜見直しを行うものいたします。

f. 委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長東上征司に取締役の個人別の報酬(基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬)の額及び割合、業績連動報酬の評価についての決定を委任しています。委任した理由は、当グループ全体の業績及び各取締役の担当の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。委任された内容の決定に当たり、その手続きの客観性及び透明性を確保することを目的として、社外取締役が過半数を占める役員人事報酬委員会を設置し、内容を十分に審議した上で代表取締役社長に答申することとしています。

g. 役員の報酬等に関する株主総会の決議日とその内容

役員報酬の総額については、2016年6月16日の第52期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い以下の内容で決議いたしました。譲渡制限付株式付与のための報酬総額については、2017年6月21日の第53期定時株主総会において以下の内容で決議いたしました。

	定款の員数	報酬総額(年額)	譲渡制限付株式付与のための報酬総額
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	9名以内	250百万円以内	50百万円以内

(内社外取締役50百万円以内)

監査等委員である取締役 4名以内 100百万円以内

h. 役員報酬の内容

2020年度の役員報酬は以下の通りです。

	人数	報酬等の総額
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	6人	116百万円
監査等委員(社外取締役を除く)	2人	18百万円
社外取締役	4人	26百万円

(注)1. 2020年6月18日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

2. 取締役(監査等委員)谷口卓氏は、2020年6月18日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、取締役(監査等委員)に就任したため、報酬額と員数につきましては、取締役(監査等委員)在任期間は取締役(監査等委員)に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、取締役会事務局が必要に応じて取締役会の資料の事前配布及び事前説明等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山田隆司	顧問	経営への助言等	非常勤・報酬あり	2019/3/31	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 役員等の状況

取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名 : 男性7名、女性1名

(うち社外取締役2名: 男性1名、女性1名)

監査等委員である取締役 3名 : 男性2名、女性1名

(うち社外の監査等委員である取締役: 男性1名、女性1名)

執行役員(取締役を兼務していない者) 1名: 男性1名、女性0名

2. 取締役会

取締役会は、4名の社外取締役を含む11名の取締役により構成され、議長は代表取締役社長が務めております。取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、当社グループの経営方針の決定等重要な意思決定と職務執行の監督を行っております。

取締役: 東上征司(議長)、三星義明、高橋保時、吉松正三、藪下真平、内田義隆、井戸潔(社外)、鷲谷万里(社外)

取締役監査等委員: 谷口卓(常勤)、今村昭文(社外)、渡辺善子(社外)

3. 監査等委員会

監査等委員会は、2名の社外取締役を含む3名の監査等委員である取締役(谷口卓、今村昭文、渡辺善子)により構成され、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。議長は常勤監査等委員(谷口卓)が務め、内部から経営の監視を行っております。また、当社グループ各社の監査役で構成されたグループ監査役会や内部監査部門等と連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

4. 内部監査

当社における内部監査は、代表取締役社長の直属の組織として3名が担当しております。財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性評価の主導的役割を担い、その評価に基づき改善・合理化への助言・提案等を通じて会社財産の保全ならびに経営効率の向上を図っております。また、会計監査人から指摘された「内部統制及び会計処理上の勧告事項」のフォローアップ、監査等委員会監査の支援そして経営トップからの特命事項等を実施しております。

5. 経営会議、グループ経営会議、海外事業推進会議

経営会議は、当社グループ全体の財務戦略と成長戦略に関わる短期的・中長期的な経営方針、事業戦略及び注力分野の戦略に係る事項や、各種委員会活動のレビュー並びに進捗管理等を審議し、十分な討議、検討を経て、取締役会へ決議事項を上程しております。原則月2回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。議長は代表取締役社長(東上征司)が務め、取締役(三星義明、高橋保時、吉松正三、藪下真平、内田義隆、谷口卓)及び注力分野の担当で構成されております。

グループ経営会議は、連結子会社各社の重点施策及び予算進捗の確認、当社グループの経営に関する情報共有等を実施しております。原則月1回開催しております。議長は代表取締役社長(東上征司)が務め、取締役(高橋保時、吉松正三、藪下真平、内田義隆、谷口卓)及び連結子会社各社の社長で構成されております。

海外事業推進会議は、海外事業の推進状況の把握及び施策の検討等を実施しております。原則四半期に1回開催しております。議長は代表取締役社長(東上征司)が務め、取締役(高橋保時、藪下真平)及び海外連結子会社各社の社長並びに海外事業と連携している各社部門の部門長で構成されております。

6. 会計監査の状況

当社の会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人であり、当社及び当社グループは、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けています。当社の会計監査業務を執行している公認会計士及び補助者は、以下のとおりです。なお、2021年6月18日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、新たに有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任いたしました。

<業務を執行した公認会計士>

指定有限責任社員 業務執行社員 市原 順二

指定有限責任社員 業務執行社員 鶴飼 千恵

<監査業務に係る補助者の構成>

公認会計士4名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月16日より、取締役会における執行機能と監督機能の分離を明確化し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定の更なる迅速化を図るため、監査役会設置会社から社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行し、取締役会による業務執行の監督及び重要な意思決定、並びに監査等委員会による内部からの経営監視を軸とする監視体制を構築しております。当該体制は、上述のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するために最適の体制であると考え、採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めており、第57期定時株主総会においては5月28日に発送しております。また、株主総会招集通知の発送前に、東京証券取引所、当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より開かれた株主総会を目指し、従来より集中日以外の日に株主総会を開催しています。 第57期定時株主総会は、2021年6月18日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性を勘案し、インターネットによる議決権行使が可能な環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使に関する機関投資家様の利便性を考慮し、議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	第57期定時株主総会より、招集通知の英文版(参考書類等)を作成し、当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイト及び議決権行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主様の便宜を図るため、当社ホームページに招集通知を掲載しています。 株主様に株主総会における報告事項等をより一層理解していただくため、事業報告等の内容をわかりやすく説明した資料をスクリーンに投影し、議長より説明しています。 昨年度に引き続き、第57期定時株主総会は株主様限定のインターネット中継を実施しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本方針を当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	例年5月、11月に決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算や業績の内容について、決算短信、決算説明会の説明資料等を掲載しています。グループの過去10年間の業績をまとめた「データブック」や、有価証券報告書、事業報告、株主通信等も掲載し、株主様・投資家の皆様の利便性に配慮したIRサイトの運営に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部門が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当グループは、CSR(企業の社会的責任)を果たしていくうえで役員および社員が適切な判断を下すための基本指針として「JBグループ行動基準」を制定しております。お客様や株主の皆様はもとより広く社会全体に対し、適時適切な情報を開示するとともに、積極的な対話を図ります。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当グループでは「JBグループは技術力を活かし事業である"IT"を通じて社会に貢献します。」との考え方のもと、企業グループの社会的責任に関する対応として、1.法令・規制を遵守し、誠実な事業活動を行う。2.常に最新のITに自ら挑戦し、その技術力で社会のDXに貢献する。3.企業市民として社会や環境、人に配慮した活動を行う。を中心に推進しています。なお、これら活動は「CSR情報」としてホームページに掲載しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下適時開示規則)に則り、情報開示を行っています。また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家のみなさまのご判断に役立つ情報については、可能な限り公平かつタイムリーに開示することを基本方針としています。</p>
<p>その他</p>	<p><ダイバーシティの推進> 当社と事業会社各社(JBグループ)は、多様な人材での対応が組織を活性化し、お客様満足につながると考えています。以下の3つの柱をもとに人材の育成・活用のみならず、働きやすい環境の整備も推進します。 ・社員が元気潑刺と働く風土創り ・女性の活躍を推進 ・働き方の変革を推進</p> <p><当社グループの女性比率の目標> 当社グループは、以下を目標とし、女性リーダーを育成する風土と活躍促進の環境作りに取り組んでまいります。</p> <p>1.新規採用における女性比率30%以上 2.管理職における女性比率10%以上</p> <p>(現在の女性比率(2021年4月1日現在)) ・2021年4月新規採用 39.1%(女性18名) ・管理職(役員を除く) 7.5%(21名) ・役員(取締役、監査役、執行役員) 6.1%(3名) ・社員(有期社員を含む) 21.7%(446名)</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。
(2)当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「JBグループ行動基準」を制定し、当社及び当社子会社を含む当社グループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則り業務を遂行するための行動の規範としております。当社の役員は、当社グループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともにその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施しております。
(3)当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握は、リスク管理委員会がこれを管掌し、法務・コンプライアンス部門責任者を含むコーポレートスタッフ(当社においてJBグループ全体にわたるスタッフ業務を司る部門)が適宜協議を行いながら、これを実施しております。
(4)当社グループ内部において法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保しています。このために当社グループ各社において共通の「JBグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンスヘルプライン」を設置しております。社外に向けても、メールにて外部通報を受けることをホームページで公開しております。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され、安全と利益を害されることがないことが保障されます。法務・コンプライアンス部門責任者は、通報窓口からの指摘があった場合、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し、適切な対策を策定いたします。また、代表取締役社長と協議のうえ、必要であると認められた場合、対策を実施し、さらに当社グループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底いたします。
(5)代表取締役社長は、業務監査を行う内部監査担当を管掌し、内部監査担当は、常勤の監査等委員である取締役と意見を交換しつつ、当社グループ全体にわたる業務執行状況の監査を行っております。
- 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
(1)株主総会、取締役会、経営会議(経営全般について代表取締役社長からの諮問を受ける会議体)その他の重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持します。
(2)情報セキュリティ委員会は、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定め周知徹底します。
- 当社及び当社子会社の損失の危機(リスク)の管理に関する規程その他の体制
(1)事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携等に関する事項については、コーポレートスタッフの各責任者が、所管部門に関する必要リスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営会議において最終的に評価・決裁いたします。日常業務における債権管理等については、「債権保全管理規程」、「JBグループ連結決算規程」及び各種の取引先選定に係わる基準等、事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理いたします。
(2)有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、代表取締役社長がこれを統括いたします。経営会議及びリスク管理委員会は、平時において有事対応体制の整備を行います。
(3)リスク管理委員会は、グループの対外リスクやコンプライアンスリスクに関する施策の検討、推進を行います。BCP委員会は事業継続に関する施策について、情報セキュリティ委員会はグループのセキュリティに関する施策について、それぞれ検討、推進を行います。
(4)当社グループ各社の代表取締役社長により構成されるグループ経営会議を定期的開催し、各社の予算進捗状況の確認や当社グループ経営に係わる情報共有を行っております。また当社グループ各社から当社に対し事前に承認・報告すべき事項を定めた「事業会社管理規程」に基づき、必要に応じて、当社グループ各社から審議課題の付議・報告を行っております。
- 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、取締役の中から代表取締役社長を選定し、代表取締役社長に取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させます。コーポレートスタッフは、職務分掌に基づき当社の業務を執行するとともに、経営指導契約に基づきJBグループ各社の経営を支援します。
(2)取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満たす社外取締役を任命します。JBグループ各社に対しては原則として当社の経営幹部より適切な人材を派遣し、効率的な職務の執行を支援します。
(3)取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置します。
(4)代表取締役社長は、JBグループの事業を代表する経営幹部で構成されるグループ経営会議を統括し、その効率的運営と監視・監督体制の整備を行います。
(5)各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を、年度初めにおける組織編成時に設定します。
(6)中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各分掌、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築します。
(7)IT企業の優位性を生かし、積極的なITの有効活用を通じて業務の効率化を図ります。
(8)当社及びJBグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からJBグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にします。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)JBグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社においてJBグループ各社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置します。その際、「JBグループ行動基準」は、JBグループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、JBグループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となります。
(2)JBグループ各社の代表取締役社長により構成されるグループ経営会議を定期的開催し、当社代表取締役社長による議事運営のもと、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行います。JBグループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告が義務付けられます。
(3)グループスタッフ会議を定期的開催し、スタッフ責任者間でグループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法を周知し、JBグループ各社における実行を支援します。
(4)内部通報制度をJBグループ全体として運用します。
(5)コーポレートスタッフの財務部門責任者は、JBグループの統一会計基準を策定し、連結決算対象各社間において共通の「JBグループ連結決算規程」を制定させ、主要な計数的問題状況を常時モニタリングします。
(6)JBグループにおける会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められます。
(7)当社からJBグループ各社へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施します。また各社監査役と当社の常勤の監査等委員である取締役で構成されたグループ監査役会を設置し、定期的に所属企業の状況に関する報告を実施する他、連

携してJBグループとしての監査の実効性の向上を図ります。

(8)当社及びJBグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からJBグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にします。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する事項

(1) 監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する使用人(監査等委員会スタッフ)として、特に適切な人材を配置します。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実行性に関する事項

(1) 監査等委員会スタッフについては、その独立性を確保するため、業務の執行にあたる役職には従事させず、任命、異動等人事権に関する事項の決定には常勤監査等委員の事前の同意を得ます。

(2) 監査等委員会スタッフの人事考課については、その適切な職務遂行のため、常勤監査等委員が行い、人事異動は常勤の監査等委員である取締役と取締役が協議のうえ実施します。

8. 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じてJBグループ各社の取締役及び使用人から説明を求めることができます。

(2) 代表取締役及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行います。

(3) 取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告します。

(4) 当社及びJBグループ各社の取締役ならびに使用人は、監査等委員会が持株会社としての当事業の報告を求めた場合、または監査等委員会がJBグループの業務及び財産の状況を調査する必要があり求めた場合は、迅速かつ的確にこれに対応します。

(5) 当社及びJBグループ各社の全ての取締役ならびに使用人は、JBグループ行動基準に基づき、JBグループが関わる違法、不正または不適切な事象について、これを知ったときは全て上司に報告し、適切な指示を仰ぎ処置を行うべき責務を担います。また行動基準は、上司による隠匿や放置の可能性が認められる場合、これを見逃すことは法的な責任につながる可能性があることを明示し、内部通報制度に基づく直接の通報を奨励します。グループの内部通報担当者は、内部通報制度(コンプライアンスヘルプライン)の窓口となり、法令に基づく取締役からの報告の他、全ての使用人及びJBグループ各社の取締役、監査役ならびに使用人からJBグループが関わる違法、不正または不適切な事象に関する報告を受けこれに対処します。

(6) 内部通報規程は、内部通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保証します。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 会計監査人である監査法人から監査等委員会への監査計画及び監査結果に関する説明会を設けます。

(2) 監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設けます。

(3) グループ監査役会においては、担当する各社の状況報告のみならず、積極的に意見交換及び提言を行い、常勤監査等委員と連携して問題解決にあたります。

(4) 監査等委員会が監査(調査を含む)のために要する費用については当社がこれを負担するものとし、予め年間の監査計画に基づき経費予算を計上します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社に課せられた社会的責任や公共的使命を自覚し、健全な事業運営を行い、社会からの信用、信頼を確固たるものにするため、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めます。

1. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持ちません。

2. 当社の取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な処置を速やかに講じます。

3. 当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、また、その支援、助長、利益供与等につながる行為は一切行いません。

4. 万一反社会的勢力から不当な要求を受けあるいは何らかの問題が生じた場合は、関係行政機関や法律専門家とも協力し、民事・刑事両面からの法的措置を含め速やかに対処します。

5. 反社会的勢力による要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽する行為を行いません。

以上の対応を実践するため、当社は、行動基準に会社及び従業員が遵守すべき事項の根拠を規定する他、次の事項について定め、経営トップ以下、組織として問題への対処を行います。

(1) 対応責任部署、責任者

(2) 情報の収集・管理方法

(3) 協力を要請する行政機関、社外弁護士との連絡・報告ルーチン

(4) 具体的対応方法及び社員への周知ならびに研修の実施

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

